

第 3 表				
県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県庁舎整備事業	142,600	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年 8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
防災対策事業	85,100			
県政広報広告塔除却事業	19,800			
県庁舎系施設南部地域再配置整備事業	27,700			
なら歴史芸術文化村整備事業	126,700			
文化財保存事業	10,300			
文化会館整備事業	171,700			
民俗博物館整備事業	91,400			
美術館整備事業	74,400			
万葉文化館整備事業	19,500			
橿原考古学研究所整備事業	13,800			
橿原考古学研究所附属博物館整備事業	276,900			
文化観光拠点施設整備事業	6,800			
橿原公苑整備事業	50,600			
児童福祉施設整備事業	89,200			
障害者福祉施設整備事業	47,000			
老人福祉施設整備事業	174,200			
社会福祉施設整備事業	2,700			

議第1号 令和3年度奈良県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健所整備事業	68,900	証書借入又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
吉野高等学校活用整備事業	120,100			
県有林造成事業	7,900			
林道整備事業	18,700			
治山事業	684,900			
古都保存事業	162,500			
国立国定公園整備事業	3,700			
県立自然公園整備事業	2,900			
土地改良事業	118,600			
農道整備事業	79,000			
農地防災事業	91,300			
直轄土地改良事業	43,200			
農林振興事務所整備事業	18,200			
なら食と農の魅力創造国際大学校整備事業	1,264,900			
農業研究開発センター整備事業	28,800			
畜産技術センター整備事業	2,500			
みつえ高原牧場整備事業	7,400			
産業振興総合センター整備事業	2,800			
中南和産業集積地形成事業	115,600			
産業会館整備事業	167,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
法隆寺iセンター整備事業	23,100	証書借入又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
奈良まほろば館新拠点整備事業	421,400			
奈良春日野国際フォーラム整備事業	7,000			
道路整備事業	7,500,100			
自然災害防止事業	1,216,600			
臨時単独道路整備事業	2,280,400			
街路改良事業	1,445,700			
直轄道路整備事業	8,478,900			
河川改良事業	1,781,700			
臨時単独河川整備事業	4,046,300			
砂防事業	1,367,100			
ダム建設事業	151,200			
直轄河川事業	1,929,900			
都市公園事業	1,393,800			
公営住宅建設事業	224,300			
土木事務所整備事業	18,200			
中町道の駅整備事業	168,300			
ヘリポート整備事業	2,700			
大規模広域防災拠点整備事業	382,000			
警察施設整備事業	895,300			

議第1号 令和3年度奈良県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	393,500	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
高等学校建設事業	4,757,400			
特別支援学校建設事業	22,300			
県立大学整備事業	35,300			
農林水産施設災害復旧事業	4,300			
土木施設災害復旧事業	1,432,800			
臨時財政対策	33,500,000			
計	78,319,500			

議第 2 号

令和 3 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

令和 3 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表県債」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		6,824,734
	1 一般会計繰入金	6,824,734
2 諸収入		4,369,166
	1 貸付金元利収入	4,369,166
3 県債		1,256,100
	1 県債	1,256,100
歳入合計		12,450,000

千円

議第 2 号 令和 3 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 医 科 大 学 費		12,450,000
	1 医 科 大 学 費	8,080,834
	2 医 科 大 学 公 債 費	4,369,166
歳 出 合 計		12,450,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医科大学貸付事業	千円 1,256,100	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。



議第 3 号

令和 3 年度奈良県営競輪事業費特別会計予算

令和 3 年度奈良県営競輪事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,329,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入		19,564,809
	1 事業収入	19,564,809
2 財産収入		57,976
	1 財産運用収入	57,976
3 繰入金		155,819
	1 繰入金	155,819
4 諸収入		550,396
	1 雑収入	550,396
歳入合計		20,329,000

議第3号 令和3年度奈良県営競輪事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産業・観光振興費		千円 20,329,000
	1 競輪事業費	20,329,000
歳 出 合 計		20,329,000

議第4号

令和3年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

令和3年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		169,577
	1 使用料	169,577
2 繰入金		30,000
	1 一般会計繰入金	30,000
3 諸収入		2,423
	1 雑収入	2,423
歳入合計		202,000

議第4号 令和3年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		千円 202,000
	1 自動車駐車場及び 自動車乗降場費	202,000
歳 出 合 計		202,000

議第 5 号

令和 3 年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 3 年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		74,581
	1 繰 越 金	74,581
2 諸 収 入		42,819
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,519
	2 雑 入	300
歳 入	合 計	117,400

千円



議第 5 号 令和 3 年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 文化・教育・くらし 創 造 費		千円 117,400
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	117,400
歳 出	合 計	117,400

議第 6 号

令和 3 年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 3 年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,510
	1 一般会計繰入金	1,510
2 繰越金		45,996
	1 繰越金	45,996
3 諸収入		12,994
	1 県預金利子	20
	2 貸付金元利収入	12,964
	3 雑収入	10
歳入合計		60,500

議第6号 令和3年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 食 と 農 の 振 興 費		千円 60,500
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	60,500
歳 出	合 計	60,500

議第7号

令和3年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

令和3年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ456,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰越金		70,390
	1 繰越金	70,390
2 諸収入		235,610
	1 県預金利息	86
	2 貸付金元利収入	235,521
	3 雑収入	3
3 県債		150,000
	1 県債	150,000
歳入合計		456,000

議第7号 令和3年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産業・観光振興費		千円 456,000
	1 中小企業振興資金貸付事業費	456,000
歳 出	合 計	456,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備貸与資金貸付金	千円 150,000	証書借入による。	年0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の融通条件による。



議第 8 号

令和 3 年度奈良県証紙収入特別会計予算

令和 3 年度奈良県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,055,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,847,000
	1 証 紙 収 入	2,847,000
2 繰 越 金		208,000
	1 繰 越 金	208,000
歳 入	合 計	3,055,000

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		3,055,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,055,000
歳 出 合 計		3,055,000